

一般社団法人日本マンション学会代議員選出規程  
(当初制定：2010年9月7日 JICL 規程第1号)

第1条 (目的)

本規程は、日本マンション学会定款（以下「定款」という）第14条3項に基づき、代議員を選出するために必要な内容及び手続を規定することを目的とする。

第2条 (代議員選出区分)

代議員は、次の2区分に分けて、それぞれ選出するものとする。

- 一 ブロック選出代議員
- 二 本部選出代議員

第3条 (代議員の定数)

1 代議員の定数は、次の通りとする。

- 一 ブロック選出代議員  
ブロックに属する正会員数を40で除したもの（1未満の端数は切り上げる。）とする。
- 二 本部選出代議員  
ブロック選出代議員の総員と同数とする。

2 代議員の定数は、定款第14条5項に規定する正会員の総数に基づいて定めるものとする。

第4条 (ブロック)

ブロックの区分は、次の通りとする。

- 一 北海道
- 二 東北
- 三 関東甲信越
- 四 中部
- 五 関西
- 六 中国・四国
- 七 九州・沖縄

第5条 (選挙管理委員会)

代議員の選出を司る機関として、選挙管理委員会を設置する。

2 選挙管理委員会を構成する委員は、次の通りとする。

- 一 理事会選出委員 2名（ただし現会長を除く）
- 二 総務委員会選出委員 1名

三 学術委員会選出委員 1名

四 その他 2名

- 3 前項に規定する委員は、理事会において選任する。
- 4 委員の任期は、定款第32条に規定する定時社員総会（以下「役員改選社員総会」という）までとする。
- 5 選挙管理委員会は、選挙管理委員会委員長が招集する。ただし、第1回の委員会は、役員改選社員総会の6カ月前までに会長が招集する。
- 6 選挙管理委員会委員長は、理事会選出委員の中から1名を互選により選出するものとする。
- 7 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員会を代表し、その事務を統括する。
- 8 選挙管理委員会は、委員の過半数の出席があるときに成立し、その議事は出席委員の過半数で決する。

#### 第6条（選挙人名簿）

- 1 選挙管理委員会委員長は、当該選挙において選挙をなすべき者（以下「選挙人」という）の氏名および住所を記載した名簿（以下「選挙人名簿」という。）を作成しなければならない。
- 2 選挙人は、当代議員選挙の直前の7月末日現在の正会員とする。ただし、この時点における権利停止者は除く。

#### 第7条（選挙期日の通知）

- 1 代議員の選挙を行う場合においては、選挙管理委員会委員長は、あらかじめ、選挙期日を定め、これを選挙人に対し通知しなければならない。この場合において、選挙期日は、その通知の日から4ヶ月以内としなければならない。
- 2 前項の通知は、郵送又は日本マンション学会ホームページに掲載する方法により行う。
- 3 前項のホームページ掲載日をもって第1項の通知日とする。

#### 第8条（立候補制）

- 1 代議員は、代議員候補者のうちから選挙するものとする。
- 2 立候補をしようとする選挙人は、第7条の通知があった日から1ヶ月以内に、立候補届を選挙管理委員会委員長に提出して代議員候補者となる。
- 3 前項の規定に関わらず、2名以上の選挙人は、第7条の通知があった日から1ヶ月以内に、立候補者推薦届を選挙管理委員会に届け出ることによって、他の選挙人を代議員候補者として推薦できる。ただし、被推薦選挙人の承諾を得るものとする。
- 4 前2項の立候補届又は立候補推薦届の様式その他必要な事項は、選挙管理委員会委員長が定める。

- 5 ブロック選出代議員候補者となった者は、同時に、本部選出代議員候補者となることができず、本部選出代議員候補者となった者は、同時に、ブロック選出代議員候補者となることできない。
- 6 代議員候補者となることができる者は、5事業会計年度以上連続して正会員である者とする。ただし、ブロック選出代議員については、引き続き5事業会計年度以上連続して正会員である者が第3条第1項一号の定数に満たない場合はその限りでない。
- 7 選挙管理委員会は、選挙期日の1ヶ月前までに、第2項及び第3項の規定により届出のあった代議員候補者の名簿（以下「代議員候補者名簿」という）を作成するものとする。
- 8 選挙管理委員会委員長は、第2項及び第3項の期間を経過した日において、代議員候補者名簿により、代議員候補者の氏名及び住所を通知するとともに、投票用紙および投票用封筒を選挙人に交付しなければならない。

#### 第9条（無投票当選）

- 1 当代議員選挙において、第8条2項及び3項の方法による代議員候補者の数が、第3条1項により定まる代議員の数を超えないときは、投票は、行わない。
- 2 前項の場合においては、選挙管理委員会委員長は、その選挙の日から10日以内に選挙管理委員会を開き、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。この場合、選挙管理委員会委員長は、速やかに第7条2項に規定する方法により、当選人の通知を行う。

#### 第10条（投票）

- 1 代議員選挙は、当代議員選挙の直前の7月末日現在の正会員による定数までの連記式投票による。
- 2 選挙人は、本部選出代議員候補者および自己の属するブロックのブロック選出代議員候補者の氏名等を投票用紙に記入し、選挙管理委員会委員長に郵送するものとする。
- 3 投票は、役員改選社員総会の1ヶ月前までに行う。

#### 第11条（開票）

- 1 開票は、選挙管理委員会が実施する。
- 2 投票の効力は、選挙管理委員会が判定する。所定の期日に間に合わなかったもの及び郵送による投票で何人を記載したかを確認し難いものは無効とする。
- 3 当選者は、有効得票数の多い者から第3条に規定する定数に満つるまでの者とする。得票が同数の場合は、会員歴の長い代議員候補者を当選者とする。
- 4 各ブロックおよび本部それぞれにおける次点者は、定款第16条に規定する補欠の代議員とする。

5 選挙管理委員会委員長は、開票結果をすみやかに通知するものとする。この通知は、第7条2項に規定する方法による。

第12条（選挙の終了）

本規程に定める代議員選挙は、第11条5項に定める開票結果の通知をもって終了する。

第13条（細則の規定）

本規程に定めがない事項については、選挙管理委員会が定める細則をもって定める。

附則 本規程は、平成22年9月7日から施行する。